

絶滅危惧Ⅱ類	県内において、絶滅の危惧が増大している種	生息・生育数がかなり少なく、または生息・生育環境もかなり限られた種で、将来県内での絶滅が危惧される種
準絶滅危惧	県内において、生息・生育を存続する基盤が脆弱な種	生息・生育数が少なく、生息・生育環境も限られた種で、現時点では直ちに絶滅が危惧されるほどではないが、環境の変化によっては個体数のさらなる減少が危惧され、絶滅危惧として上位ランクに移行する要素を有する種
情報不足	県内において、評価するだけの生息・生育情報が不足している種	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る要素を有しているが、生息・生育状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種

備考) 県環境企画課調べ

資料：岐阜県レッドデータブック

2 里山林の新たな担い手の確保・養成く恵みの森づくり推進課

将来の里山づくりを担う人材を発掘・育成するとともに、里山づくり活動における安全作業を徹底するため、里山づくり後継者養成講座を5回開催し、73名が参加した。

人材育成については、参加者が地域で取り組んでいる事例を報告し、意見交換を行うとともに、研修会場隣接の森林を踏査し地域の特徴をとらえた施業の方針を指導、議論した。

安全管理研修では、森林内の作業における安全管理の講義に加え、チェーンソーの分解・清掃・点検などのメンテナンス実習を行った。

3 耕作放棄地対策く農村振興課

耕作放棄地の増加は、病害虫の温床や有害鳥獣の棲みかとなり、近隣の農作物へ被害を及ぼすなど、地域の農業に悪影響を与えている。

このため、本県では耕作放棄地の発生防止のため、中山間地域等直接支払制度の活用や重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動を展開し、耕作放棄地の発生防止並びに耕作放棄地の解消に努め、平成28年度においては、134haの耕作放棄地を解消している。

・中山間地域等直接支払制度

本事業により、農業生産条件不利地域を支援し、自立的かつ継続的な農業生産活動等が図られ、新たな耕作放棄地の発生を防止することができた。

・重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動

耕作放棄地対策の重点推進期間として、平成28年11月1日から11月30日を『農地イキイキ再生週間』として設定し、本期間を中心に企業や一般県民の参加を得て、県内各地で耕作放棄地解消活動及び、普及・啓発活動を集中的に実施し、11地区で139名が参加した。

4 特定外来生物の防除く環境企画課

アライグマやヌートリアなど外来生物による農業・水産業被害や人家への侵入など、県民生活に不安をもたらす事態が確認されたことから、平成18年度及び平成23年度に市町村や関係団体へのアンケート調査やインターネットを通じた情報提供の呼び掛けにより、特定外来生物20種が確認された。平成19年3月にはアルゼンチンアリが、平成20年6月にはセアカゴケグモが生息確認された。

環境大臣の防除の確認を受けた市町村数は、アライグマでは平成28年度に1市が新たに確認を受け計25市町に、ヌートリアでは1市が新たに確認を受け計26市町になった。なお、平成28年度には、アライグマ574頭、ヌートリア931頭が捕獲（鳥獣保護管理法に基づく有害捕獲と特定外来生物法の防除の確認による捕獲の合計）された。

第2節 野生鳥獣被害への総合的な対策

1 科学的・計画的な鳥獣被害対策の推進

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく取組みく環境企画課

長期的な観点から、安定的な生息数の維持と野生動物による人身被害の防止、農林業被害の軽減及び自然環境の保全を図り、人と野生動物の共存関係を構築することを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の規定に基づきニホンカモシカの第二種特定鳥獣管理計画（第二期）を策定した。

ニホンカモシカについては、林業被害等の防除を目的として216頭の個体数調整を行った。

ツキノワグマについては、秋季の主要な餌である堅果類の豊凶調査を実施し、その結果とともに、ツキノワグマによる人身被害を防ぐための普及啓発を行った。

イノシシについては、平成28年度から、これまでの狩猟期間（11/14～3/15）を更に延長（11/1～3/15）し捕獲の推進に努めた。

ニホンジカについても、イノシシと同様に狩猟期間を延長するとともに、狩猟者1人当たりの1日の捕獲頭数の上限を緩和し、捕獲の推進に努めた。

(2) ニホンジカの個体数管理<環境企画課>

農林業被害及び自然植生被害の軽減を目的としたニホンジカの個体数調整を実施し、平成28年度は山縣市他12市町において3,868頭を捕獲した。

(3) 寄附講座<環境企画課>

平成24年4月に、岐阜県と岐阜大学が協定を結び鳥獣対策に係る調査研究を目的とした寄附研究部門（鳥獣対策研究部門）を岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学センター内に設置した。そこで、より効果的な野生動物管理施策の実現に向けた助言と提言を行うシンクタンク機関として野生動物の総合的な調査や研究を行い次の6つの内容で平成28年度までの5年間研究を行った。

- ① 岐阜県の野生動物の現状と課題を調査・分析
- ② 持続性の高い野生動物管理のシステムづくり
- ③ 効果的な野生動物管理の調査手法、実施体制の構築
- ④ 野生動物管理に関する政策・施策提言や助言
- ⑤ 野生動物管理に関する人材育成プログラムの策定と普及
- ⑥ 大学・県内教育機関等との連携と教育システムの構築

これらの研究成果は、第二種特定鳥獣管理計画やニホンザル被害対策指針の作成等、県の施策へ反映した。

(4) 鳥獣保護管理事業計画<環境企画課>

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣保護区等の指定計画、農林業等の被害防止のための鳥獣の捕獲許可の基準、鳥獣の生息状況の調査や鳥獣保護管理事業の実施体制等を定めるものである。

平成23年度に策定した第11次鳥獣保護管理事業計画が平成28年度末に期間満了となることから、平成29年度から5箇年を計画期間とする第12次鳥獣保護管理事業計画を策定した。

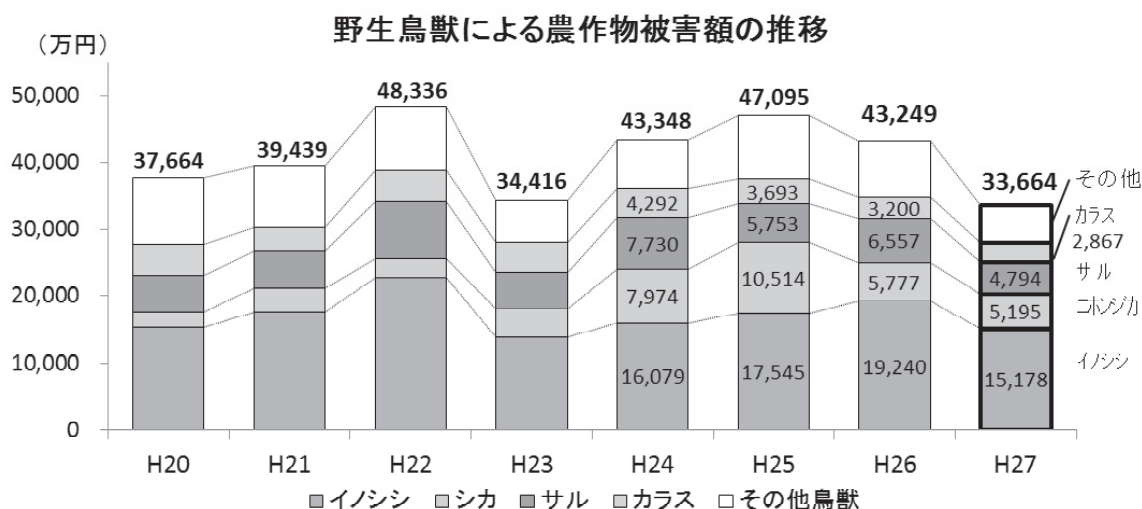
第12次鳥獣保護管理事業計画では、鳥獣保護区の指定については、地域の生物多様性の確保に資するため、計画期間中に期間満了となる63保護区のうち59保護区を再指定することとし、捕獲許可基準については、捕獲時の安全、事故対応や鳥獣の適正な保護・管理に配慮した見直しを行った。

2 野生鳥獣の捕獲対策の強化

(1) 鳥獣被害対策<農村振興課>

野生鳥獣による農作物被害額については、平成27年度には約3億4千万円となった（図2-4-2）。

図2-4-2 野生鳥獣による農作物被害額の推移



備考) 県農村振興課調べ

自然を守り共生する

県では平成23年1月に「岐阜県鳥獣被害対策本部」を、また各圏域に地域対策本部を設置し、野生鳥獣による農林水産物被害や生活被害の軽減に向けた対策を進めてきた。

具体的な取組みとしては、平成27年度から各農林事務所に新たに「鳥獣被害対策専門指導員」を配置し、被害集落への支援体制を強化するとともに、重点支援地区設置による対策のモデルづくり（県下5地区）、市町村が行う防護柵設置（計144km）等の取組支援などを実施した。また、農作物の被害対策を現地で指導できる人材の育成を行い、平成19年度から28年度までに720人の相談員を養成した。

(2) カワウ被害防止対策の推進<里川振興課水産振興室>

カワウによる水産資源の食害及び河川生態系への影響の軽減を目的に、平成28年度は10漁業協同組合が行う駆除事業に対して支援した。また、県内最大のカワウ繁殖地である船附鳥獣保護区（輪之内町）のコロニー（営巣地）において、シャープシューティングによる捕獲を行った。さらに、カワウのコロニーにおける追い払い、県内河川のカワウの飛来数並びにカワウのコロニー及びねぐらにおける生息羽数調査を実施した。

3 狩猟者確保対策<環境企画課>

昭和50年代をピークに高齢化・減少を続ける狩猟者を増加させ、鳥獣被害の抑止力たる捕獲の担い手を育成するため、狩猟免許所持者の確保対策を進めている。

平成28年度には、狩猟免許試験の土曜日開催（年3回）や免許試験講習会（わな猟・銃猟）を開催するとともに、安全な狩猟や有害駆除の実施のため、狩猟者の技術向上等を目的として岐阜県猟友会が実施する事業に補助を行った。

また、平成27年度から網・わな猟免許取得年齢が20歳から18歳へ引き下げられたことから、高等学校等教育機関への狩猟制度の普及啓発を行っている。

第3節 自然とのふれあいと活用

1 長良川システムの保全・継承の仕組みづくり

(1) 長良川システムの保全、活用、継承<里川振興課>

平成27年12月に、長良川における「人の生活」、「水環境」、「漁業資源」が連環する里川のシステムが「清流長良川の鮎」（長良川システム）として、世界農業遺産に認定された。これを記念して7月第4日曜日を「G I A H S 鮎の日」として制定し、世界農業遺産や長良川システムの意義の理解と清流の象徴である鮎に対する関心を高める取組みを進めることとした。

今後、「清流長良川の鮎」を進化させながら、将来にわたり守り伝えるため、世界農業遺産「清流長良川の鮎」アクションプランに基づく取組みを着実に進める。

図2-4-3 長良川システム



自然とのふれあいと活用